

# 本人が来庁して登録する方法

## その1 来庁時にすぐ登録できる方法

持参するもの：官公庁発行の顔写真付きの本人確認書類（有効期限内で更新手続きがされているもの）。保険証では認められません。



登録する印鑑



マイナンバーカード



運転免許証



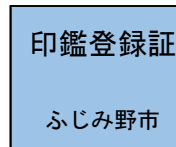
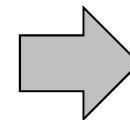
パスポート



在留カード



運転経歴証明書  
平成28年4月1日  
発行からのもの



印鑑登録証明書も  
交付できます！

## その2 登録まで数日かかる方法 顔写真付きの本人確認書類がない場合

1  
回  
目  
の  
来  
庁

<持参するもの>

登録する印鑑

申請者本人の  
保険証・  
年金手帳な  
どの本人確  
認できるも  
の

市役所から登録する人あてに照会書を郵送します。

照会書  
回答書

住所  
氏名

照会書が届いたら登録する人本人が住所・氏名を記入し、実印を押します。

照会書  
回答書

住所 ○○○  
氏名 ○○○□

2  
回  
目  
の  
来  
庁

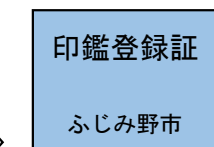
<持参するもの>

登録する印鑑

照会書  
回答書

住所 ○○○  
氏名 ○○○□

申請者本人の  
保険証・  
年金手帳な  
どの本人確  
認できるも  
の



印鑑登録証明書も  
交付できま  
す！

## その3 保証書により登録する方法 ふじみ野市内で印鑑登録をしている人に保証人になっていただく方法

1  
回  
目  
の  
来  
庁

市役所に置いてある「印鑑登録申請書」を持ち帰ります。市HPからダウンロードしていただいた申請書でも大丈夫です。

印鑑登録申請書

登録番号

保証書

住所  
氏名

保証人になっていただく人が、住所・氏名・登録番号を記入し、登録してある印を押します。

登録してある印

2  
回  
目  
の  
来  
庁

<持参するもの>

登録する人の印鑑

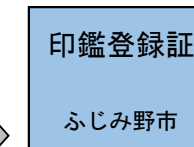
印鑑登録申請書

保証書

住所 ○○  
氏名 ○○

保証人に書いていただいた申請書

申請者本人の  
保険証・  
年金手帳な  
どの本人確  
認できるも  
の



印鑑登録証明書も  
交付できま  
す！

## 代理人が来庁して登録する方法

この方法だけとなり、登録まで数日かかります

1回目の来庁

### <持参するもの>

代理人選任届

書き方は下記を参照



登録する人の印鑑  
代理人の認印

申請者本人と代理人の  
保険証・年金手帳などの  
本人確認できるもの

市役所から登録する人あてに照会書を郵送します。

照会書が届いたら登録する人本人が回答書及び代理人選任届を記入し、登録する印鑑を押します。

照会書  
回答書

住所  
氏名

照会書  
回答書

代理人選任届

住所 ○○○  
氏名 ○○○□

2回目の来庁

### <持参するもの>

照会書

回答書

代理人選任届

住所 ○○○  
氏名 ○○○□



登録する人の印鑑  
代理人の認印

申請者本人と代理人の  
保険証・年金手帳などの  
本人確認できるもの

印鑑登録証

ふじみ野市

印鑑登録証明書も交付できます！

## ●代理人選任届の書き方●

必ず登録する人が自分で記入し、押印してください。もしも書くことができない場合は、余白欄に理由と代筆者名を記載し、押印のとりには拇印を押してください。

□内は、何を頼むのか目的によって下記の事項を記入して下さい。

- ① 印鑑登録申請
- ② 印鑑亡失届
- ③ 登録証亡失届
- ④ 印鑑登録廃止届

登録する印を押してください

代理人選任届の用紙は、市役所・大井総合支所・出張所に置いてあります。HPからダウンロードすることができます。必要事項が記載されていれば、便せん等で代用できます。

# 印鑑登録の手続き

印鑑登録は、本人の登録の意思確認をしますので、本人の申請が原則です。

## ●登録資格●

- 1 ふじみ野市に住民登録がされている方  
15歳未満及び意思表示のできない方は登録できません
- 2 印鑑は注文で作った印鑑（氏名（氏・名のみ可）の入ったもの）
- 3 印影の大きさは、一辺の長さが8mmより大きく25mmより小さいもの
- 4 登録できない印鑑
  - ・本人の氏名と判断できないもの
  - ・変形しやすいものや、摩耗・欠損したもの
  - ・輪郭がないもの
  - ・印章そのものが逆に刻印してあるもの（凹凸が逆のもの）
  - ・すでに登録されているもの



## ●お願い●

- ・印鑑登録証を持参していただかないと、印鑑登録証明書は交付できません。必ず提示していただくことになっておりますので、お持ちください。
- ・印鑑登録証を紛失した場合は亡失の届出を、印鑑を紛失した場合は廃止の届出をしてください。再登録する場合は、新規登録と同じ手続きが必要になります。
- ・登録した印鑑を変更する場合は、改印申請が必要です。手続きは新規登録と同じ方法になります。
- ・印鑑登録の手続きには数日かかる場合もあります。印鑑登録証明書が必要になった時のために、早めの登録をお願いします。
- ・印鑑登録証や実印は大事なものです。大切に保管してください。

## ●お問い合わせ先●

ふじみ野市役所 市民課 ☎049-262-9018  
出張所 ☎049-261-0353  
大井総合支所 市民総合窓口課 ☎049-220-2062

受付時間 月～金 8:30～17:15  
日 8:30～17:15（出張所のみ）